非常用給水栓を設置する場合の主な手順

お客様が非常用給水栓を設置する場合、上下水道部水道施設課水道工務係へご相談ください。係より、非常用給水栓の取扱基準や申請方法などについてご説明いたします。

1. 事前相談

（お客様）

非常用給水栓は、災害時のみ使用できる給水栓です。管理責任者を選任し、非常用給水栓、附属用具等を適切に管理してください。

1. 維持管理

（お客様）

設置完了届に基づき、現地にて職員が確認を行います。

工事に問題がなければ、使用開始となります。

1. 設置完了確認

（上下水道部）

工事が完了したら、①設置完成図　②工事完了写真を添えて、設置完了届をご提出ください。

1. 設置完了届提出

（お客様又は工事店）

承諾された内容により、給水栓取り付け工事を行ってください。

1. 工事の実施

（工事店）

提出された申込内容を確認させていただき、内容が適切な場合、申込者に承諾書を送付します。

1. 審査・承諾

（上下水道部）

非常用給水栓設置申込書に①誓約書　②案内図　③設置計画図　④給水栓仕様書等を添えてお申込みください。

1. 申請申込み

（お客様又は工事店）

非常用給水栓を設置できる、朝霞市水道事業者指定給水装置工事事業者へ相談及び依頼をしてください。

1. 工事店へ相談

（お客様）